

大阪市産業廃棄物処理計画

第4次（平成14年度～平成22年度）

概要版

平成15年3月

大阪市環境事業局

計画策定の趣旨と位置付け

健康かつ快適な都市環境の保全と創造を図るうえで、産業廃棄物の減量化および適正な処理を推進することは極めて重要な課題です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)では、都道府県知事に産業廃棄物に関する処理計画の策定を義務付けており、大阪府にあっては、昭和49年から三次にわたり産業廃棄物処理計画を策定し、平成14年3月には「大阪府産業廃棄物処理計画」(平成13~17年度)を策定しました。

一方、本市は、高度に市街化された狭小な市域の中、各種産業が集中し活発な産業活動・都市活動が行われているところであり、このような本市の特性に鑑み、大阪府計画と調整を図りつつ、「適正処理と減量化の推進」、「管理体制の充実」等の考え方を基本に、第一次(昭和50~58年度)第二次(昭和61~65年度)第三次(平成3~13年度)の産業廃棄物処理計画を策定し、種々の施策を講じてきました。

しかし近年、廃棄物最終処分場の残余容量の逼迫、焼却施設からのダイオキシン類の発生、不適正処理の増加等様々な問題が顕在化し、同時に資源採取から廃棄に至る各段階での環境への負荷が高まっていることから、大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来スタイルを見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される、いわゆる循環型社会の実現を図ることが必要とされています。

このような状況から、「大阪府産業廃棄物処理計画」を主計画とし、「大阪市環境基本計画」と整合性を図った、第四次となる「大阪市産業廃棄物処理計画」を策定し、本市における産業廃棄物に関する基本方針と具体的方向を示し、これに基づく諸施策を推進することにより、資源が循環する社会、人と環境が調和するまち「環境先進都市おおさか」の実現を図っていくこととします。

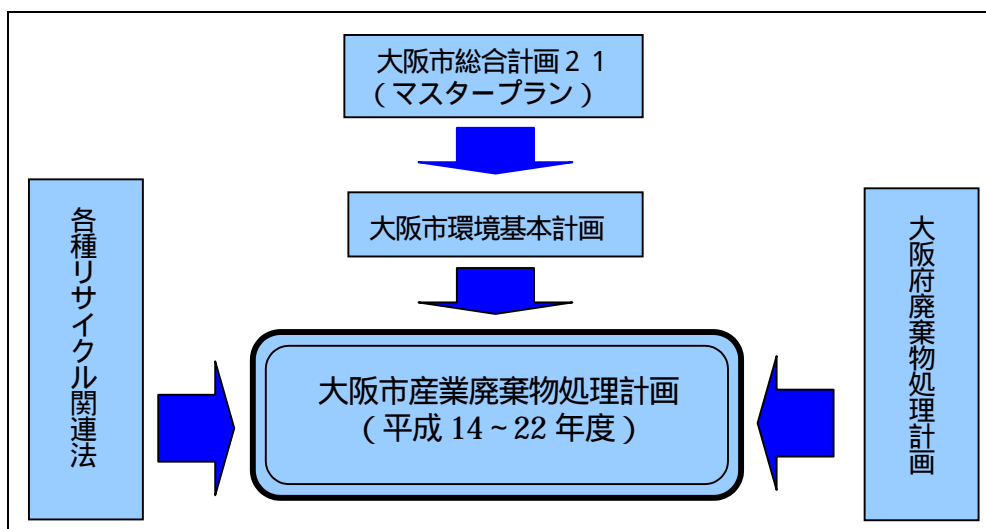


図 - 1 大阪市産業廃棄物処理計画と他計画等との関係

大阪市の産業廃棄物処理の現状と将来予測

1. 産業廃棄物の処理処分状況

(1) 処理処分状況の概要

平成 12 年度に排出された産業廃棄物 6,438 千トンに対し、96%にあたる 6,199 千トンが中間処理され、61%にあたる 3,911 千トンが減量化されています。

また、排出量の 32%にあたる 2,025 千トンが再生利用され、排出量の 8%にあたる 502 千トンが最終処分されています。(四捨五入のため、合計は一致しない場合がある。以下同じ。)

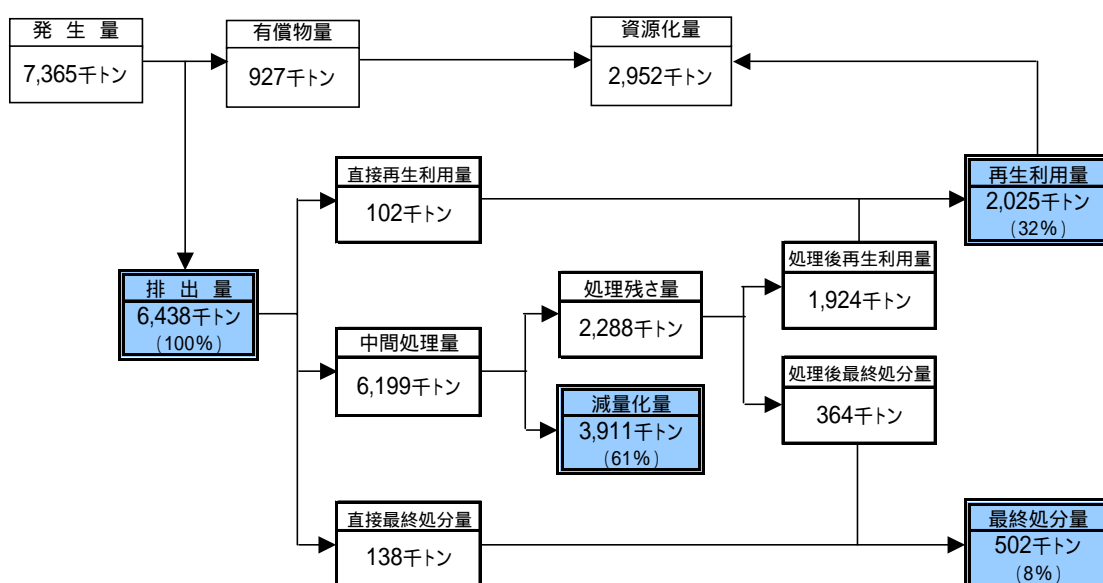


図 - 2 産業廃棄物の処理処分状況 (概要)

(2) 排出量

業種別排出量

業種別の排出量は、電気・ガス・熱供給・水道業(以下「電気・水道業」という。)が2,770千トン(43%)と最も多く、以下、建設業が2,065千トン(32%)、製造業が1,574千トン(24%)となっており、これら3業種で全体の99%を占めています。なお、その他は運輸・通信業(以下「運輸業」という。)卸売・小売業、飲食店(以下「卸・小売業」という。)サービス業からの排出量となっています。(以下同じ。)

種類別排出量

種類別の排出量は、汚泥が4,250千トン(66%)と半分以上を占め、以下、がれき類が1,289千トン(20%)、鋳さいが447千トン(7%)となっており、これら3種類で全体の93%を占めています。

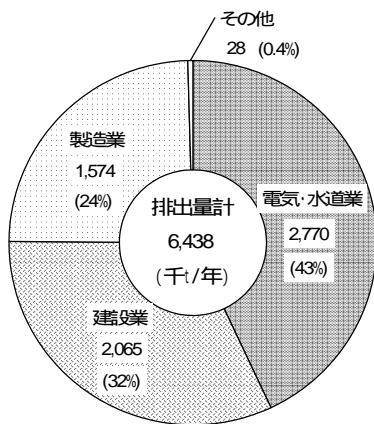


図 - 3 産業廃棄物業種別排出量

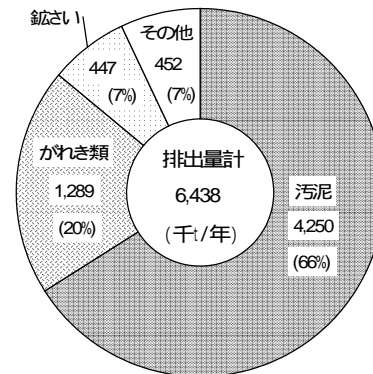


図 - 4 産業廃棄物種類別排出量

(3)処理処分状況

業種別処理処分状況

ア．建設業

再生利用が進んでおり、排出量 2,065 千トンのうち 1,392 千トン（対排出量 67%）が再生利用されていますが、最終処分率も高く、337 千トン（16%）が最終処分されています。中間処理による減量化量は 337 千トン（16%）となっています。（図 - 5 参照 以下同じ。）

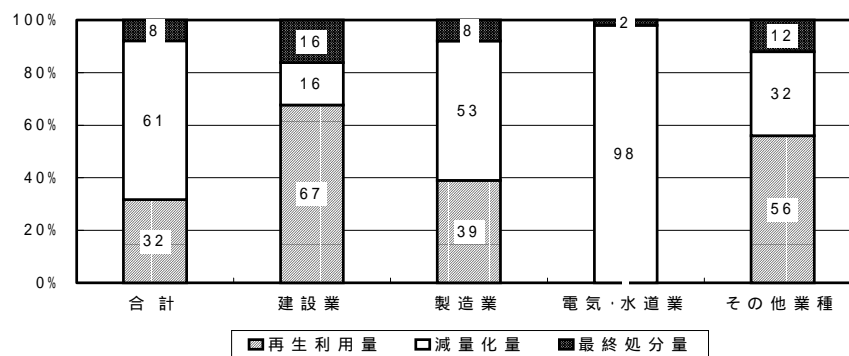


図 - 5 排出量に対する処理量の割合 (業種別)

イ．製造業

排出量 1,574 千トンのうち 614 千トン（39%）が再生利用されており、119 千トン（8%）が最終処分されています。中間処理による減量化量は 841 千トン（53%）となっており、比較的高い数値となっています。

ウ．電気・水道業

中間処理による減量化率が高く、排出量 2,770 千トンのうち 2,724 千トン（98%）が減量化されており、再生利用量は 4 千トン（0.1%）、最終処分量は 43 千トン（2%）と非常に低い数値となっています。

エ. その他業種

排出量は 28 千トンであり、全排出量の 0.4%と非常に少なくなっており、排出量のうち、9 千トン(32%)が中間処理による減量化、16 千トン(56%)が再生利用、3 千トン(12%)が最終処分されています。

種類別処理処分状況

再生利用率の高い種類は、金属くず(97%)、ばいじん(96%)、鋳さい(91%)、がれき類(85%)となっており、中間処理による減量化率では、廃アルカリ(98%)、汚泥(89%)が、また、最終処分率では、ゴムくず(81%)、廃プラスチック類(61%)が高くなっています。

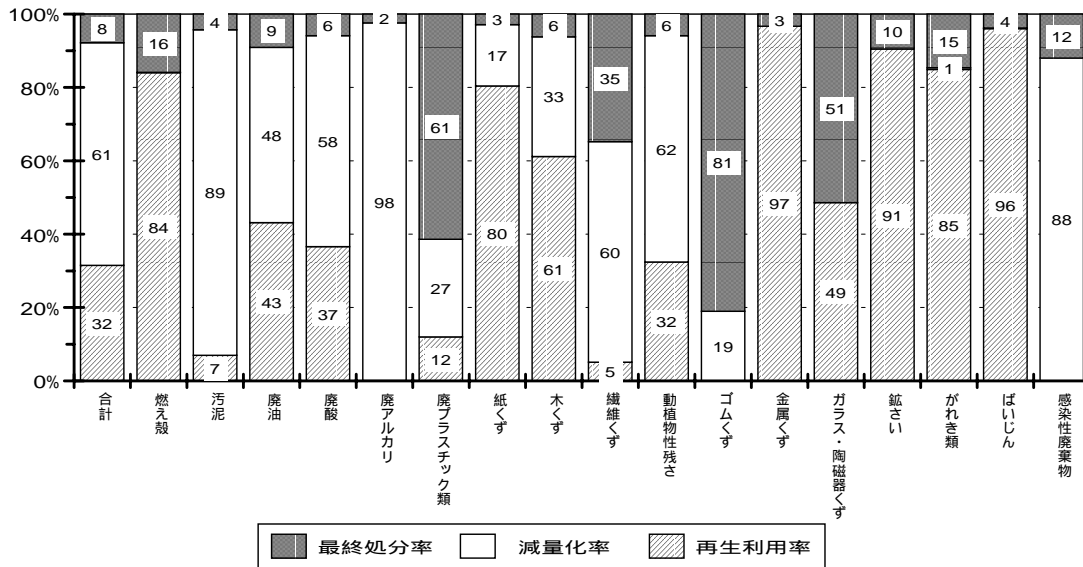


図 - 6 排出量に対する処理量の割合(種類別)

2. 将来予測

平成 12 年度の排出量 6,438 千トンに対して、平成 17 年度は 6,399 千トン、平成 22 年度は 6,395 千トンであり、ほぼ横ばいと予測されます。また、処理処分量、処理処分率についても、全体では、大きな変化はないと予測されます。

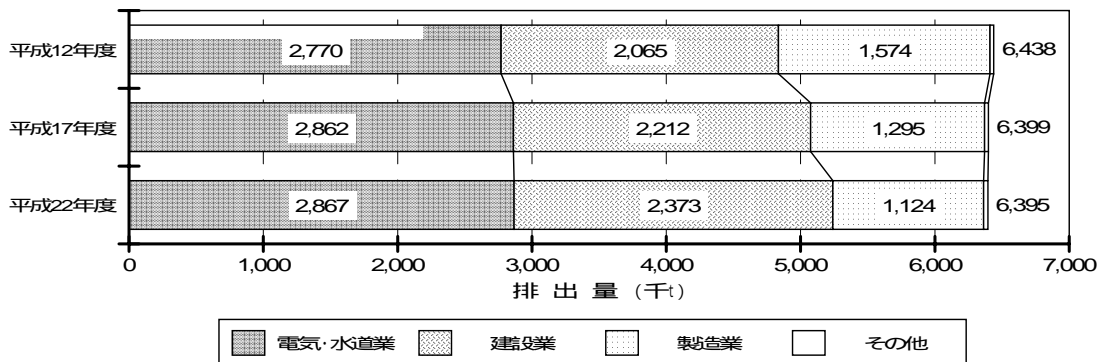


図 - 7 排出量の将来予測(業種別)

大阪市の産業廃棄物処理の課題

1. 減量化の推進

本市から排出される産業廃棄物は平成 12 年度実績で 6,438 千トンであり、前回調査（平成 8 年度）と比較して減少してはいますが、一方で、最終処分場の不足は深刻な問題であり、これに対処するとともに循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）および再生利用（リサイクル）による減量化をなお一層促進することが必要です。

2. 適正処理の徹底

全国的には依然として不法投棄等の不適正処理が多発し、社会問題化しています。不適正処理による環境汚染を未然に防止し、市民の生活環境を保全するため、適正処理の徹底を図っていくことが必要です。

3. 最終処分場の確保、中間処理施設の整備

最終処分場の残余容量は逼迫していますが、産業廃棄物の処理を円滑に進めていく上で、減量化を徹底していくとともに、どうしても処分しなければならないものの受け皿として最終処分場の確保が必要です。一方で、最終処分量の削減のため、再資源化施設や減量化施設の整備についても必要です。

また、施設設置を円滑に進めるため、日常から市民の産業廃棄物に対する不安感・不信感の払拭に努め、施設の維持管理に関する情報提供や施設見学会の実施等、理解を深める手法を検討していく必要もあります。

表 - 1 産業廃棄物の最終処分場の残余容量と残余年数

（平成 13 年 4 月 1 日現在、環境省資料）

区 分	最終処分量 （万トン）	残余容量 （万 ）	（年）
首都圏	1,301	1,517	1.2
近畿圏	635	1,224	1.9
全 国	4,500	17,609	3.9

4. 公共関与

産業廃棄物の処理を円滑に進めていくため、最終処分場等の民間での施設設置が困難な分野では、排出事業者責任の原則の下で、公共が関与して処理体制を整備することについての検討も必要です。

5. PCB等の有害廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、昭和47年に製造が中止されて以降、30年にわたり保管を余儀なくされていますが、長期保管に伴う不明・紛失による環境リスクの増大が懸念されています。市内にも多量のPCB廃棄物が保管されており、これらの早期適正処理は喫緊の課題となっています。

表 - 2 PCB廃棄物の保管状況

（平成13年7月15日現在）

機器の種類	保管事業所数	保管台数等
電気機器	2,609	
高圧コンデンサ		9,489（台）
		971（台）
その他高圧機器		912（台）
低圧機器		36万（台）
廃感	9	172（トン）

6. 情報システムの整備

産業廃棄物の排出量の増大および質の多様化、広域移動が進む中、産業廃棄物の排出から処理処分に至る動向や処理技術等に関する情報を的確に管理し有効に利用することは、適正処理の確保や減量化の推進等を行ううえで効果的です。関係情報を総合的かつ適切に管理、活用していく情報システムの整備を図っていくことが必要です。

大阪市産業廃棄物処理計画

計画の基本的事項

1. 計画の目的

大阪市域における産業廃棄物に係る処理対策についての基本方針と具体的方向を明らかにし、これに基づく施策を着実に実施することにより、循環型社会の実現を図ることを目的とします。

2. 計画の期間

この計画の期間は、平成 14 年度を初年度とし、平成 22 年度を目標年度とします。また、計画の実効性を期するため、中間目標年度を平成 17 年度に設定します。

なお、計画期間内であっても、社会経済情勢や関係法令等に対応できるよう、必要に応じて見直すこととします。

3. 計画の対象廃棄物

この計画の対象廃棄物は、廃棄物処理法および同法施行令で定める産業廃棄物とします。

4. 計画の基本方針

1. 減量化の推進
2. 適正処理の確保
3. 市民、事業者、行政の連携・協働

(1) 減量化の推進

産業廃棄物の排出量の増大、最終処分場の残余容量の逼迫等様々な問題に対処するため、現在の社会経済システムを改め、循環型社会の実現が求められています。産業廃棄物の減量化を図るため、産業廃棄物の発生を抑制するとともに再使用および再生利用を促進し、循環型社会への転換を進めます。

(2) 適正処理の確保

発生抑制、適正なりサイクルを徹底したうえで、どうしてもリサイクルできないものについては、適正な処理が確保されることが必要です。排出事業者、処理業者等への適正処理指導を徹底するとともに、適正処理を確保するための処理体制の整備を促進します。

(3)市民、事業者、行政の連携・協働

地球規模での環境保全を推進し、循環型社会の実現を図るためには、市民、事業者、行政の連携・協働が不可欠です。法令に基づく指導のみならず、積極的な啓発活動を行うことにより環境に対する意識の高揚を図り、連携・協働体制の確立を目指します。

5. 減量化目標

産業廃棄物の減量化目標は表 - 3 のとおりとし、排出量については将来予測においても横ばい状態であるが、更なる発生抑制に努めることにより、中間目標年度である平成 17 年度は、排出量を 6,283 千トン（現状に対し 2%減）に、目標年度である平成 22 年度については、6,175 千トン（同 4%減）とします。また、最終処分量については、再生利用等の促進により、平成 17 年度は 391 千トン（同 22%減）に、平成 22 年度は 320 千トン（同 36%減）とするとともに、最終処分への依存率を現状の 8%から、平成 17 年度は 6%、平成 22 年度は 5%に抑制します。

表 - 3 産業廃棄物の減量化目標

（単位：千トン）

	平成 12 年度 （現状）	平成 17 年度 （中間目標年度）	平成 22 年度
排出量	6,438	6,283（ 2%）	6,175（ 4%）
	（100%）	（100%）	（100%）
再生利用量	2,025	2,029	2,073
	（ 32%）	（ 32%）	（ 34%）
減量化量	3,911	3,863	3,781
	（ 61%）	（ 62%）	（ 61%）
最終処分量	502	391（ 22%）	320（ 36%）
	（ 8%）	（ 6%）	（ 5%）

（注）下段は排出量に対する割合

6. 関係者の役割

(1)事業者の役割

減量化の推進

発生抑制による減量化の推進

原材料の選択や生産工程の改善等により、自ら排出する産業廃棄物の発生抑制に努めなければなりません。

リサイクルによる減量化の推進

発生抑制したうえで排出した産業廃棄物については、再使用、再生利用による減量化に努めなければなりません。また、円滑なリサイクルの推進のため、グリーン購入等、再生品の利用に努めなければなりません。

中間処理による減量化の推進

発生抑制、リサイクルを徹底したうえで排出するものについては、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化に努めなければなりません。

生産者の立場での減量化の推進

物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に発生抑制、適正なリサイクルが円滑に実施できるよう、容器包装の簡素化、繰り返し使用できる商品および耐久性に優れた商品の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、必要な情報の提供等に努めなければなりません。

適正処理の推進

減量化を推進するとともに、排出する産業廃棄物については、安全かつ適正に処理することが必要です。産業廃棄物の保管を行う場合や、収集運搬、処分を行う場合には、廃棄物処理法に基づく処理基準に従い、また、処理を委託する際は、委託契約書の締結、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の使用等、委託基準を遵守しなければなりません。

管理体制の整備

社内管理体制の充実

減量化を推進するとともに、産業廃棄物の発生から処分までの各過程を管理し、適正処理を行うために、長期的な処理計画の策定、責任者の選任等、社内管理体制の整備・充実に努めなければなりません。

委託処理の適正管理

委託処理を行った際は、廃棄物処理法に基づくマニフェストによる処理の確認を徹底するとともに、定期的に処分場所の現地確認を行い、委託処理の適正管理に努めることも必要です。

環境保全の推進

産業廃棄物の処理にあたっては、市民の生活環境の保全に十分配慮することとします。

行政との連携・協働

本市が本計画に基づいて実施する施策に協力することとします。

(2) 産業廃棄物処理業者の役割

適正処理の実施

自己の能力の範囲内で計画的な処理の受託を行うとともに、廃棄物処理法を遵守し、適正な収集運搬、保管、処分を行わなければなりません。

減量化の推進

再生利用や中間処理による減量化の推進に努めなければなりません。

適正な施設の維持管理

処理事業を適切かつ確実にを行うために、適正な処理施設の維持管理を行うとともに、施設の整備・充実に努めることとします。

管理体制の整備

産業廃棄物処理業者の社会的責任を認識し、適正かつ計画的な処理、施設の維持管理を行うために、管理体制の充実に努めなければなりません。

また、産業廃棄物処理を行う専門業者としての認識をもち、必要な技術力および正しい法的知識を身に付けるため、社内での研修体制の整備に努めることも必要です。

環境保全の推進

産業廃棄物の処理にあたっては、市民の生活環境の保全に十分配慮することとします。

行政との連携・協働

本市が本計画に基づいて実施する施策に協力することとします。

(3)市民の役割

環境保全意識の高揚

日常生活にかかせない上下水道事業からは市内の 4 割を超える多量の産業廃棄物が排出されています。また、身の周りの製品の製造工程や住宅の建築・解体工事、医療行為等、市民生活に身近なところから多くの産業廃棄物が発生しています。市民は、こうした状況を理解し、産業廃棄物に関しても自らの問題として認識することが必要です。

また、建築物の解体工事等を行うときは、事業者が法律に基づいた措置がとれるよう、適正な費用の支出などの協力をするものとします。

行政との連携・協働

本市が本計画に基づいて実施する施策に協力することとします。

(4)本市の役割

本市は、実施計画に基づき産業廃棄物処理対策を推進していくものとします。

計画推進のための実施計画

1. 事業者に対する規制指導

(1) 指導・監督

減量化の推進

廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減し循環型社会の実現を図るため、廃棄物の処理に対して一義的な責任を負う排出事業者に対して、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を行うよう啓発・指導します。また、分別の徹底、リサイクルのための適正な費用負担を併せて指導し、産業廃棄物の減量化の推進に努めます。

生産者に対する指導については、国における拡大生産者責任の考え方を注視しながら減量化・適正処理の両面で検討していきます。

適正処理の徹底

減量化指導を徹底したうえで排出する産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づく処理基準の遵守、委託契約書の締結、マニフェスト使用の徹底など委託基準の遵守について指導します。

また、立入計画を定め効果的な立入検査を行うとともに、必要に応じて行政分析を実施し、適正処理を監督します。

不適正処理に対しては、文書による指示、改善の命令等により速やかな是正を図ります。

管理体制の整備

社内管理体制の整備および委託処理の適正管理について指導するとともに、管理体制の整備・推進を図る責任者の設置を義務付ける産業廃棄物管理責任者制度を創設します。

(2) 実態の把握

定期的に実態調査を実施し、市域の産業廃棄物の発生および処理処分状況について把握します。また、特別管理産業廃棄物等の処理状況について、引き続き毎年度報告書の徴収を行い実態把握に努めます。

(3) 法令周知パンフレットの作成

現在、一般事業所向けに作成している「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のしおりを引き続き作成・充実し、法令の周知・指導に活用していきます。また、必要に応じて、特定の業種・種類を対象としたパンフレットの作成を行っていきます。

また、パンフレット内容の周知にあたっては、ホームページの活用も図っていきます。

(4) 関係業界団体との連携

法令等の効率的な周知を図るため、講習会の共催、機関紙への掲載等、関係業界団体との連携を強化します。また、業界が開催する講習会等を推奨し、講師の派遣などにより協力します。

(5) 優良事業者表彰制度の検討

意識高揚および自発的な取組みの促進に資するため、産業廃棄物の減量化・適正処理に顕著な功績のあった事業者に対する表彰制度の創設を検討します。

(6) 重点指導対象

産業廃棄物の減量化および適正処理の観点から、次の事業者を重点指導の対象とします。

多量排出事業者

建設業者

感染性産業廃棄物排出事業者

その他特別管理産業廃棄物排出事業者

2. 産業廃棄物処理業者に対する規制指導

(1) 許可に係る審査の強化

産業廃棄物処理業の許可にあたっては、書類審査のほか必要に応じて現地調査を行い、廃棄物処理法に定める基準および関係法令との整合性等について審査を行います。また、経理的基礎などの許可要件の審査を強化し、処理業者の資質向上を図ります。

(2) 指導・監督

許可業者に対しては、廃棄物処理法を遵守し、適正処理を実施するよう指導・監督します。また、必要に応じて処理実績に関する報告を求め、実態把握に努めます。

市内に施設を有する処理業者に対しては、年1回以上の立入検査を実施するとともに必要に応じて行政分析を実施し、適正処理および施設の適正管理を徹底します。

不適正処理に対しては、文書による指示、改善の命令等により速やかな是正を図るとともに、許可の取消し、事業の停止等の行政処分を行った場合の公表制度について検討していきます。

(3) 処理業界の育成および連携

社団法人大阪府産業廃棄物協会等と連携し、講習会の開催および各種情報の提供を行い、処理業者の産業廃棄物および関係法令に対する認識を高め、処理業界全体の資質向上を図ります。

また、処理業者の自主的な取組みの促進および意識の高揚を図るため、優良処理業者に対する表彰制度について、大阪府下の他行政と連携しながら創設していきます。

(4)重点指導対象

産業廃棄物の減量化および適正処理の観点から、次の産業廃棄物処理業者を重点指導の対象とします。

中間処理業者

収集運搬業者（積替え・保管を含む）

3. 公共関与

(1)財団法人 大阪産業廃棄物処理公社が実施する事業

中小零細のめっき業者等から排出される有害産業廃棄物を対象として、公社が実施するクリーン大阪センターのコンクリート固化による無害化処理事業を引き続き実施します。

なお、無害化処理事業の将来計画については、現在大阪府下で計画されている溶融施設等の整備の状況を見定めながら検討していきます。

(2)本市が実施する産業廃棄物処理事業

環境保全・零細企業対策の見地から、市内の零細事業者に限って一般廃棄物と併せて処理することができる固形産業廃棄物（告示産業廃棄物）の処理事業を条例第 23 条の規定に基づき一般廃棄物の処理に支障のない範囲において、引き続き実施します。

また、本市施設での産業廃棄物処理の方向性についても検討していきます。

(3)大阪湾フェニックス計画への参画

近畿圏では、内陸部に最終処分場を確保することが困難な状況にあることから、大阪湾フェニックス計画では、近畿圏の自治体等が出資し、大阪湾の海面に最終処分場を確保することにより、広域的な埋立事業を推進しています。本市では、大阪湾フェニックス計画に参画し、長期的・安定的な最終処分場の確保を図り、適正な最終処分を推進します。

4. リサイクルの推進

(1)リサイクルに係る情報提供

各種リサイクル関連法の周知に協力するとともに、円滑なリサイクル推進のため、リサイクル業者の情報提供に努めます。

(2) グリーン購入の推進

円滑なリサイクルが推進されるためには、再生品の需要を拡大することが重要です。再生品の品質確保を図り、再生品の需要を促進するために、再生品認定制度について他行政とも連携しながら検討していきます。

(3) 本市におけるリサイクルの推進

本市は産業廃棄物のリサイクルを推進するため、次の事項について取り組みます。

下水汚泥のリサイクル

- ・透水性レンガ「らいと」の製造
- ・溶融スラグ化および建設資材としての有効利用

上水汚泥のリサイクル

- ・セメント原料、園芸用土等への利用
- ・新たな有効利用策の検討

本市が関わる建設工事における廃棄物のリサイクル

【道路工事等】

コンクリートがら等のリサイクル
(土質改良プラントの管理・運営)

【市設建築物工事】

「建設リサイクル実施要領」に基づく、市設建築物工事における分別回収、再資源化および再生品の利用の推進

グリーン購入の実施および充実

- ・「大阪市グリーン調達方針」に基づく、グリーン購入の推進

(4) 研究開発機関との連携、情報提供

大学、民間研究機関等と連携し、情報提供を行う等、リサイクル技術の研究開発に協力していきます。また、事業者に対して最新のリサイクル技術を情報発信する体制の整備に努めます。

5. 施設整備の推進

(1) 施設の適正配置の推進

産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を最小化するためには、処理対象廃棄物の有害性、多量発生性等の特徴ごとに、収集運搬過程・処分過程での環境負荷並びに環境リスクを考慮した適正な配置がなされる必要があります。今後、産業廃棄物処理施設の適正な配置に係る考え方を示し、適正かつ計画的な施設の整備を推進していきます。

(2) 広域連携

大阪府では、民間事業者を主体としたリサイクル施設や適正処理のための減量化施設等の整備などを通じて循環型社会の構築をめざす「大阪エコエリア構想」を策定し、事業の具体化を図っています。また、近畿圏の自治体では、広域的に連携し、「近畿圏循環型社会形成連絡会議」・国の都市再生本部を交えた「京阪神圏ごみゼロ型都市推進協議会」を設置し、ごみゼロ型都市への再構築を図るため検討を進めています。

本市では、大阪エコエリア構想、近畿圏循環型社会形成連絡会議並びに京阪神ごみゼロ型都市推進協議会と連携し、これらの検討結果を踏まえた施設整備を行っていくものとします。

(3) 施設設置時の指導

地域住民の理解を得て、施設設置を円滑に進めるため、処理業者等の施設設置に際しては、「大阪市産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設事前協議要綱」に基づき、施設の計画段階からの地域住民への情報提供を指導します。また、要綱の実効性を高めるため、要綱に従わないものの氏名公表について検討するとともに、同要綱の条例化についても検討します。

(4) 情報公開の促進

施設稼働後は、施設見学の受入れや施設の維持管理に関する情報の公開など、積極的な情報公開を行うことにより、地域住民の信頼確保に努め、円滑な施設運営を図るよう指導します。

6. PCB対策

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定

市域内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、国が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即した「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を定め、公表します。

(2) 早期適正処理の推進

国においては、法の整備、中小企業への助成等を行う基金（PCB廃棄物処理基金）の創設を行うとともに、環境事業団を活用した処理施設の整備が進められています。本市は、市内の処理対象物を優先的に処理することを前提に、環境事業団の広域拠点施設の市内立地に協力し、市内のPCB廃棄物の早期適正処理を推進します。

(3)適正保管の徹底

処理体制が整備されるまでの間は、保管事業者に対して「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づく保管状況の届出を徹底し、同法および廃棄物処理法に基づく適正保管を指導します。

7.ダイオキシン類対策

(1)産業廃棄物焼却施設に対する指導

産業廃棄物焼却施設に対しては、年 1 回以上の立入検査を行うとともに、基準の遵守を指導します。また、平成 14 年 12 月からはさらに厳しい基準が適用されたことから、基準超過施設に対しては、改善命令、使用停止命令等により厳正に対処します。

(2)関係部局との連携

本市では、「大阪市ダイオキシン類対策方針」、「大阪市ダイオキシン類指導指針」を定め、ダイオキシン類対策に積極的に取り組んできました。今後も関係部局間の連携を密にし、ダイオキシン類対策を推進します。

(3)野焼き等に対する指導

廃棄物処理法において、公益上若しくは社会慣習上やむを得ない場合等を除き、焼却炉を用いない焼却は禁止されています。また、平成 14 年 12 月から処理基準として廃棄物処理施設に該当しない小型焼却炉の構造基準についても強化されました。引き続き野焼きに対する規制を実施するとともに、小型焼却炉に対する指導を強化し、ダイオキシン類の排出抑制を図っていきます。

8.不適正処理対策

引き続き事業者及び産業廃棄物処理業者に対し、委託基準の遵守等、適正処理の徹底を指導することにより、不法投棄等の不適正処理を防止するとともに、土地管理者に対し、不法投棄がなされないような措置を講ずるよう指導します。

また、引き続き大阪府等と連携し、不法投棄防止キャンペーンを実施していきます。

9. 情報システムの整備

(1) 情報管理システムの整備

環境省産業廃棄物情報管理システムを活用し、事業者、処理業者等に対する指導状況、許可状況等の情報を始め、各種報告書の内容など産業廃棄物に関連する情報の一元的な管理を進め、指導の効率化・迅速化を図ります。

(2) 情報提供システムの整備

排出事業者、処理業者等が減量化、適正処理を推進するために不可欠な各種情報を集約し、速やかに提供できるシステムを整備します。また、ホームページを充実させ、情報提供の効率性、利便性の向上を図ります。

10. 他行政との連携

産業廃棄物の広域移動に対応するため、近畿2府4県および政令市で構成する「近畿ブロック産業廃棄物処理推進協議会」に参画し、産業廃棄物の調査・研究、情報交換等を行うことにより適正処理の推進を図っていきます。

また、引き続き、大阪府下の他行政（大阪府、堺市、東大阪市）との連携を密にし、定期的な情報交換を行うとともに、連携した指導を行っていきます。

11. 市民に対する環境情報の提供

市民ひとりひとりの環境保全に対する意識を高揚し、産業廃棄物に関しても自らの問題として認識をもってもらうため、本市の環境情報発信施設を活用した産業廃棄物に関連する講演会、産業廃棄物処理施設の見学会等を実施し、市民の産業廃棄物に係る学習の機会を設定するとともに、環境事業局局事業総合パンフレット「わたしのまちきれいな大阪」の活用等により、産業廃棄物に係る現状と取組みについて広く情報提供に努めます。

進行管理

計画を実効性の高いものとするため、産業廃棄物実態調査等により、産業廃棄物の発生および処理処分状況を把握し、減量化目標の達成状況を確認するとともに、施策の実施状況について定期的に把握する等の進行管理に努めます。

また、廃棄物処理法や関係法令等の動向および社会情勢の変化等に対応し、随時、計画内容を見直していきます。